

■ 給与：社会保険料の「徴収時期」をご確認ください

本年の給与計算では3月に健康保険、4月には雇用保険の料率改定が行われます。
CASH RADAR PB システムはいずれも自動メンテナンスで対応いたしますが、お客様は各会社データの「社会保険徴収時期」を今一度ご確認ください。

【社会保険徴収時期】

健康保険	● 前月分徴収	○ 当月分徴収
厚生年金	● 前月分徴収	○ 当月分徴収
厚生基金	● 前月分徴収	○ 当月分徴収
雇用保険	○ 前月分徴収	● 当月分徴収

勤怠情報

会社設定タブ[勤怠情報]-【社会保険徴収時期】欄

給与データ入力で自動算出される各種社会保険料の徴収対象となる時期（月）を設定します。

3月の健康保険4月の雇用保険それぞれの料率をいつの給与から適用するか、確認・設定を行って下さい。

●●● 3月改定 健康保険料の場合

当月「25日」支給（当月締め当月払い）

	前月分徴収	当月分徴収
2025/2/25	従前の料率	従前の料率
2025/3/25	従前の料率	新しい料率
2025/4/25	新しい料率	新しい料率

翌月「5日」支給（当月締め翌月払い）

	前月分徴収	当月分徴収
2025/2/05	従前の料率	従前の料率
2025/3/05	従前の料率	新しい料率
2025/4/05	新しい料率	新しい料率

◇（明日 2/26・夜）給与・健康保険料率改定メンテナンス

CASH RADAR PB システム給与「健康保険料率改定」の対応メンテナンスを明日 2/26(水)に実施いたします。

内容の詳細はサポートページをご確認ください。

CASH サポートページ

検索

サポートページ:2025/2/19 掲載